

第5章 研 修

教育公務員の研修については、教育公務員特例法により「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とされ、一般の地方公務員の研修が「勤務能率の発揮及びその増進のため」を目的としているのに対し、「その職責を遂行するため」と特殊な取扱いが定められている。

教特法第21条第1項

地公法第39条

即ち、教育の本質は教員と児童生徒の人格的な触れ合いにあり、単なる知識・技術の伝達にとどまらないものであるから、公教育の担い手である教育公務員には、絶えず研究と人格の修養に努めることが求められており、この意味において一般の地方公務員に比べて、研修の必要性が高められているのである。

また、任命権者は「教育公務員の研修について、それに要する設備、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」と定め、任命権者に対し研修への助成義務を課している。

教特法第21条第2項

教育公務員特例法第22条において特に「研修の機会」に関わる規定を設けているが、これは「研修請求権」といったものを認める法意でなく、教員の研修の重要性に鑑み、研修の機会を提供することをできる限り保障しようとしたものと解釈されている。

教特法第22条

1 教育公務員の研修の特例

教育公務員特例法第22条第2項において「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」と規定されている。この規定は、勤務時間における教員の自己研修に関するものと解されるが、勤務時間中に本来の勤務場所を離れるため、個々の研修が授業に支障がないか、校務運営上支障がないか、研修内容が適切かなどをよく吟味する必要がある。

即ち、この研修が、研修を不断に行うべき責務をもつ教育公務員の特殊性に基づき、職務専念義務を特別に免除したものであること、有給の扱いになっていること等を考えると、所属長は、研修内容が職務と密接な関係を有するか、研修の成果が今後の職務遂行に役立つかを十分検討しなければならない。また、事前の研修計画と事後の研修報告の提出を必要とすることは、通常の職務研修と変わるところはないのである。

また、前項の規定は「教員」に限定され、「校長」には当該規定は適用されず、いわゆる「職専免研修」という制度も校長には適用されない。

なお、事務職員の研修は、地方公務員法により任命権者が実施するもの以外にはなく、教員と同様な、いわゆる「職専免研修」という制度はない。

地公法第39条

2 研修の種類

- (1) 任命権者である県教育委員会が主催する場合
- (2) 服務監督権者である市町村教育委員会が主催する場合
- (3) 国・地方公共団体その他の機関、大学などの教育機関、各種の教育研究団体などが主催する場合
- (4) 自発的な自己研修（本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う場合、

地公法第39条

教特法第21条第2項

地教行法第45条第1項

教特法第22条第2項

3 研修の法的取扱い

(1) 勤務時間外の自主的研修（前記(4)の後段の場合）

服務上の問題はない。なお、教特法第21条第1項では、勤務時間の内外を問わず、教育公務員は絶えず自主的研修が期待されているところである。

(2) 職務命令としての研修

研修を教員の勤務そのものとして行わせる場合(前記(1)(2)(3)の場合で研修することを命ぜられた場合)

通常勤務の延長であり、服務監督権者である市町村教育委員会あるいは校長の判断に基づき研修を命ぜられたことにより研修を行う場合で、勤務場所を離れて行うときは旅行命令が出され、研修を命ぜられた教員は、研修命令に従わなければならない。

教育公務員特例法第22条第3項では、現職のまま長期にわたる研修を受けることができるようになっている。これは総合教育センターでの1年間の研修や、内地留学がこれにあたる。

なお、初任者研修は、採用後1年間の研修であり、初任者は、年度当初における初任者研修の受講を命じる旨の職務命令により、初任者研修を受けるものである。

※ 初任者研修については（参考）を参照

(3) 職務専念義務を免除される研修

教育公務員特例法第22条第2項に「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」とされており、この規定を根拠として直接に職務に専念する義務を免除され研修できるもの。（前記(3)の場合と(4)の前段の場合）：長期休業中の職専免研修などはこれにあたる。

(4) 派遣法と在外教育施設派遣

近年の地方公共団体における国際交流活動の活発化にかんがみ、外国の政府や地方公共団体の業務に従事する地方公務員の身分取扱いを整備することを目的とし、昭和63年4月に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」（以下「派遣法」という。）が施行され、任命権者は、地方公共団体と外国の地方公共団体との間の合意もしくはこれに準ずるものに基づき、または外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関、我が国が加盟している国際機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員（法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他条例で定める職員を除く）の同意を得て、当該職員を派遣することができるものとされた。そして地方公務員法第27条第2項の特例とし、職員としての身分を保持したまま、当該地方公共団体の職務に従事させないこととし、同時に外国の地方公共団体の機関等の業務に従事すべき義務を課する効果を有する特別の任用行為として「派遣」という処分を創設したのである。

一方、在外教育施設（日本人学校・補修授業校）における教育水準の維

持向上を図るため、文部科学大臣の委嘱により、国公立の義務教育諸学校の教員を在外教育施設に派遣しているが、この場合の身分上の取扱いは、派遣法による派遣ではなく、教育公務員特例法第22条第3項に規定する長期研修によるものとされている。

教特法第26条

(5) 大学院修学休業制度について

大学院修学休業制度は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、教育公務員特例法の一部改正に伴い創設されたものであり、平成13年4月から施行されている。

この制度は、職務に従事せずに国内外の大学院の課程等に長期にわたり在学し、その課程を履修するものであり、休業期間は3年以内とし、この間の給与は無給扱いとなる。また、この制度が利用できる要件は、①専修免許状の取得を目的としていること、②専修免許状の前提となる一種免許状を所有していること、③一種免許状について最低在職年数（3年）を満たしていることの3つがある。なお、本県では、平成12年12月に大学院修学休業に関する取扱要綱を制定している。

地公法第26条の5
山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例

(6) 自己啓発等休業制度について

自己啓発等休業制度は、近年の公務員を取り巻く社会環境の著しい変化に対応できるよう、職員の自主性を積極的に活かした能力開発の機会を提供することを目的として、地方公務員法の一部改正に伴い創設されたものである。本県では、条例及び規則を制定し、平成20年4月から施行されている。

山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則

この制度は、任命権者が、公務に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業を承認できるものであり、休業期間は、大学等課程の履修の場合は2年以内（特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は3年以内）、国際貢献活動の場合は3年以内であり、この間の給与は無給扱いとなる。

このうち、大学等課程の履修の場合には、大学院修学休業制度と類似する部分があるが、①教員の専修免許状の取得に限らないこと、②教員に限らないため、事務職員や学校栄養職員も対象となること、という点で違いがある。

なお、研修休暇（無給休暇）については、自己啓発等休業制度と重複する部分が多いことから、平成19年度末で廃止することとした。

(参照) 「山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則の運用について」

(平成20年2月14日梨人委第1606号通知)

山梨県公立学校教員初任者研修実施要項

山梨県教育委員会

1 目 的

初任者研修は、新任教員に対して、教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として、1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

2 対 象

- (1) 初任者研修の対象となる新任教員（以下「初任者」という。）は山梨県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に採用された新任教員のうち、山梨県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）において初任者研修を受ける必要がないと認められた者を除いた者とする。
- (2) 県教育委員会又は、初任者が所属する学校を所管する市町村（組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）は、その所管する学校の初任者に対して、年間研修計画及び年間指導計画に従い、1 年間の初任者研修を受けさせるものとする。

3 内 容

初任者研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 初任者は、所属校における研修及び総合教育センター等における研修を受けるものとする。所属校における研修及び総合教育センター等における研修の内容、時間数等については別に定める。
- (2) 初任者は、原則として学級、教科・科目等を担当するものとする。ただし、初任者の担当授業時数や校務分掌を軽減することができるものとする。

4 実施主体等

- (1) 初任者研修は、県教育委員会及び中核市教育委員会が実施する。
- (2) 初任者研修は、市町村教育委員会の協力を得て実施する。

5 実施体制

- (1) 県教育委員会が設置する教員等育成協議会において、次の事項について協議を行う。
 - ア 年間研修計画
 - イ その他実施上の諸課題
- (2) 県教育委員会は、当該市町村教育委員会や初任者の所属する学校に指導主事を派遣すること等により、初任者研修の実施に必要な指導・助言等を行う。

6 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 当該市町村教育委員会は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町村における年間研修計画を作成する。
- (3) 年間研修計画においては、第 3 項に定める事項のほか、必要な事項を定める。

7 年間指導計画

- (1) 初任者が所属する学校の校長は、県教育委員会及び当該市町村教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、校内体制に配慮しつつ、拠点校指導教員及び校内指導教員の参画を得て、当該学校における年間指導計画を作成する。
- (2) 年間指導計画においては、総合教育センター等における研修との関連に配慮して、所属校における研修の項目及び時期、その他必要な事項を定めるものとする。
なお、所属校における研修の項目は、原則として週時程に組み入れるものとする。

8 指導教員（拠点校指導教員及び校内指導教員）

- (1) 拠点校指導教員は、小学校、中学校及び特別支援学校に配置され、原籍校だけでなく、他の初任者配置校に向いて初任者を専門的に指導・支援する。なお、拠点校指導教員については県教育委員会において、別に定める。
- (2) 校内指導教員は、当該学校の教頭又は教諭の中から、校長の意見を聴いて、当該学校を所管する教育委員会が命じる。
- (3) 校長は、校内指導教員による初任者に対する指導・助言が円滑に実施できるようにするため、校内指導教員の担当授業時数や校務分掌を軽減することができる。
- (4) 拠点校指導教員及び校内指導教員の配置等については、次のとおりとする。
 - ア 拠点校指導教員を原則として初任者6人に対して1人の割合で配置する。ただし、学校の立地する状況等から鑑みて、拠点校指導教員の配置が難しい学校（以下「従来方式の学校」という。）については、非常勤講師1人を配置する。この時、非常勤講師の人員の総数は拠点校方式の1割を限度とする。
 - イ 拠点校指導教員は当該配置校において校務分掌上に明記する。
 - ウ 拠点校指導教員及び校内指導教員は、連携を図りながら、当該学校の年間指導計画の作成に参画するとともに、初任者に必要な指導・助言を行うものとする。
 - エ 拠点校指導教員及び校内指導教員は、校長及び他の教員による初任者に対する指導・助言の状況を把握し、当該学校における研修の円滑な運営のために、連絡・調整を行うものとする。

9 非常勤講師

- (1) 県教育委員会は、県立学校において、初任者の配置により必要になる非常勤講師の人数に応じて非常勤講師を任命し、初任者の所属する学校に勤務することを命じる。
- (2) 県教育委員会は、市町村（組合）立学校（以下「市町村立学校」という。）において、初任者の配置により必要になる非常勤講師の人数に応じて非常勤職員を任命し、市町村教育委員会に派遣するものとする。
- (3) 市町村教育委員会は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、初任者の所属する学校に勤務することを命じる。
- (4) 県教育委員会は、当該非常勤講師の報酬、その他の給付及び旅費を負担する。

10 校内体制

- (1) 校長は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、初任者の指導・助言に当たる。

- (2) 校長は、初任者に対する学校全体としての協働的な指導体制を確立するため、初任者の研修の実施体制を校務分掌組織として位置付ける。
- (3) 校長は、初任者が総合教育センター等における研修を受ける間、その授業が適切に行われるように配慮する。
- (4) 校内の全職員は校長の指導の下に、年間指導計画に従い、拠点校指導教員及び校内指導教員と連携しつつ、初任者の指導・助言に当たる。

11 校長等連絡会議

- (1) 初任者研修を円滑かつ効果的に実施するために校長等連絡会議を開催するものとする。
- (2) 当該学校の校長等は、校長等連絡会議に参加し、初任者研修を円滑に実施するために参考となる資料、情報の収集に努める。

12 拠点校指導教員等連絡会議

- (1) 初任者研修を円滑かつ効果的に実施するために拠点校指導教員等連絡会議を開催するものとする。
- (2) 当該学校の拠点校指導教員等は、拠点校指導教員等連絡会議に参加し、初任者研修を円滑に実施するために参考となる資料、情報の収集に努める。

13 年間指導計画書及び指導報告書等

- (1) 校長は、当該学校における年間指導計画及び指導報告書を当該学校を所管する教育委員会に提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、当該市町村における年間研修計画及び研修報告書を県教育委員会に提出する。
この場合、市町村教育委員会は、当該学校の校長が作成する年間指導計画書及び指導報告書を添付する。

14 補 則

この要項で定めるもののほか、実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

山梨県公立学校教員初任者研修実施細則

1 目 的

この細則は、山梨県公立学校教員初任者研修実施要項の第14項の規定に基づき、初任者研修の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 研修内容及び運営

(1) 所属校における研修及び総合教育センター等における研修は、基礎的素養、学級経営、教科指導、道德教育、特別活動、総合的な学習/探究の時間、生徒指導・進路指導、自立活動等、教諭の職務の遂行に必要な事項について実施する。

(2) 所属校における研修

ア 当該学校において作成する初任者研修に関する年間指導計画に基づき、授業等に関する具体的な研修を行うとともに、校務の処理や学校教育全般について実務に即した研修を行う。

イ 所属校における拠点校指導教員及び校内指導教員を中心とする指導・助言による研修時数は、週10時間程度とする。学期始めや学校行事の繁忙時期には、拠点校指導教員及び校内指導教員を中心とする指導・助言による研修を実施しない週があっても差し支えないが、年間を通じて300時間程度の研修時数を確保することとする。

(3) 総合教育センター等における研修

ア 総合教育センターが作成する年間研修計画に基づき、講義、演習及び実技指導等を行うとともに他の校種の学校での授業参観、社会教育施設に関する研修を行う。

イ 総合教育センター等における研修日数は、月1～2日程度とする。

この場合、学期始めや学校行事の繁忙時期には、総合教育センター等における研修を実施しない週があっても差し支えないが、年間を通じて17日の研修日数を確保する。なお、長期休業期間等に総合教育センター等における研修を集中的に行うことについても過度の負担とならないよう配慮する。

(4) 課題研究

年間指導計画においては、所属校における研修の一環として、課題研究（初任者が学校教育に関わる課題を自ら設定し、指導を受けながら自主的に課題の解明を図るもの）を適宜行えるよう配慮する。

(5) 研修の免除

ア 教職大学院修了者及び採用前に臨時的に任用された講師等としての勤務経験を有する者（以下「教職大学院修了者等」という。）については、校長の許可の下、一般の初任者が受ける内容の一部について初任者研修免除申請書（別途様式）を提出するものとする。

イ 教職大学院修了者等の範囲については、別に定める。

ウ 初任者研修免除申請書の提出先及び提出期限は、別に指示する。

3 指導教員（拠点校指導教員及び教科指導員を含む校内指導教員）

(1) 拠点校指導教員は、原則として6人に対して1人を配置し、校内指導教員は、原則として1校について1人とする。

- (2) 拠点校指導教員は、授業、校務分掌を担当しないことを原則とする。
- (3) 中学校、高等学校及び特別支援学校における校内指導教員の免許教科（科目）は、原則として初任者の免許教科（科目）と同一とする。ただし、初任者2人以上配置校についてはその限りではない。
- (4) 中学校、高等学校及び特別支援学校において、校内指導教員と初任者の教科が異なる場合は校内指導教員として更に、教科指導員を置くことができる。
- (5) 教科指導員が初任者に対して教科指導を行うに当たっては、他の指導教員と密接な連携を図るものとする。

4 教員措置等

(1) 市町村立学校

- ア 従来方式の学校の初任者1人配置校には、原則として非常勤講師1人を配置する。この場合、週当たり21時間以内とする。
- イ 拠点校指導教員の原籍校には、原則として教員1人を定数増配置する。
- ウ 拠点校方式では、初任者の校外研修の際には、後補充のための非常勤講師を配置する。この場合、1日当たり7時間以内とする。
- エ 非常勤講師が後補充できるのは授業のみとし、給食指導等は含まない。

(2) 県立高等学校

- ア 初任者1人配置校には、原則として非常勤講師1人を配置する。この場合、時数は週当たり11時間以内とする。
- イ 初任者2人以上配置校には、原則として教員1人を定数増配置する。
- ウ 教科指導等に係る非常勤講師を措置する場合、その時数は週当たり6時間以内とする。
- エ 週当たりの時数の運用については、学校と教育委員会の協議により別途定める。

(3) 特別支援学校

- ア 従来方式の特別支援学校で初任者1人配置校には、原則として非常勤講師1人を配置する。この場合、時数は週当たり21時間以内とする。
- イ 従来方式の特別支援学校で初任者2人以上配置校には、原則として教員1人を定数増配置する。
- ウ 従来方式の特別支援学校で教科指導等に係る非常勤講師を措置する場合、その時数は週当たり6時間以内とする。
- エ 拠点校指導教員の原籍校には、原則として教員1人を定数増配置する。
- オ 拠点校方式では、初任者の校外研修の際には、後補充のための非常勤講師を配置する。この場合、1日当たり7時間以内とする。

5 年間指導計画の作成及び初任者研修実施上の留意事項

- (1) 研修内容については、初任者の必要性等に応じて精選・重点化を図るとともに、授業の展開や進度及び初任者の指導力の状況等に応じて適時性と系統性をもたせるようにする。
- (2) 拠点校指導教員及び校内指導教員は、校長の指導の下に、年間指導計画に従い、初任者に対して指導・助言を行うとともに、初任者の教育活動等に関する種々の相談に応ずるものとする。

- (3) 拠点校指導教員及び校内指導教員の指導・助言は、授業研究指導、示範指導、参観指導、作業指導、口頭指導等のいずれか又は、いくつかの組み合わせにより行う。この場合、授業研究指導を十分行うように配慮する。
- (4) 拠点校指導教員及び校内指導教員の職務には、初任者の指導案の事前の検討や指導記録の整理等のための準備、指導記録や報告書の作成等、指導後の処理等、初任者の指導・助言に必要なすべての業務を含むものとする。
- (5) 初任者及び指導教員の担当授業時数の軽減については、第4項の措置の範囲内で、学校の実情に応じて、適宜、行うものとする。
- (6) 別に指示する曜日については、総合教育センター等における研修を受講するため、初任者の担当授業時数等を少なくする曜日とする。指示する曜日は、金曜日とする。

6 年間指導計画及び指導報告書等

- (1) 校長は、当該学校における年間指導計画（別紙様式）及び指導報告書（別紙様式）を作成し、県教育委員会に提出する。この場合、市町村立学校にあっては、所管の市町村教育委員会を經由して県教育委員会に提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、当該市町村における年間研修計画及び研修報告書を県教育委員会に提出する。この場合、市町村教育委員会は、(1)の年間指導計画及び指導報告書を添付する。
- (3) 年間研修計画及び年間指導計画の提出期限は、その年度の5月末までの指定された日までとする。また、研修報告書及び指導報告書の提出期限は、その年度末の指定された日までとする。

7 初任者研修の欠席について

- (1) 初任者研修は、教育公務員特例法に基づく研修であるため、校内における研修と校外における研修のいずれであっても、初任者は、研修講座を欠席することは原則として認められない。
- (2) 万一、病気や忌引きなどの特別な事情で、校外における研修講座を欠席せざるを得ない場合は、県教育委員会からの通知「初任者研修校外研修の出席について」に従って、関係機関と連絡をとり、承認を得た上で必修研修不参加届を提出し、研修講座を欠席することができる。
修学旅行や部活動の引率などは、この場合の特別な事情とはみなさないものとする。
- (3) 初任者は、欠席した研修講座については、総合教育センターにおける他の研修講座を代替で受講するか、「初任者研修欠席レポート」を関係機関の長あてに、校長名で提出しなければならない。

8 所属校における記録・文書の保管について

- (1) 年間を通しての研修内容が明らかになるように、指導内容等の記録を簡潔にまとめ、文書の集積に努める。
- (2) 今後の所属校等における初任者研修の参考となるように、学校内に記録や文書を5年間保管する。

(参 考)

山梨県公立学校中堅教諭等資質向上研修実施要項

1 趣 旨

この実施要項は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、山梨県公立学校中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅研修」という。）の実施について定めるものである。

2 目 的

中堅研修は、「やまなし教員等育成指標」（以下「教員育成指標」という。）における第2ステージの指標達成を目的として実施する。

3 対 象

中堅研修の対象となる者（以下「対象者」という。）は、別表に掲げる基準を満たしているものとする。

4 実施内容

対象者は以下の2つの研修を受講するものとする。

- (1) 山梨県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が定める必修研修（以下「必修研修」という。）
- (2) 対象者が所属する学校（以下「所属校」という。）の校長の指導・監督の下で行う、20回程度の研修（以下「所属校研修」という。）

5 実施期間

- (1) 必修研修は、対象者となった年度の4月1日（以下「対象者となった日」という。）から5年以内に受講する。
- (2) 所属校研修は、対象者となった日から原則として1年以内に行うものとする。

6 実施方法

- (1) 所属校の校長は、対象者の自己評価をふまえ、評価票（別紙様式）を利用して事前評価を行い、県教育委員会に報告する。
- (2) 必修研修については、(1)で行った評価に基づいて、所属校の校長が研修計画を立案し、総合教育センターが必要な調整を行うものとする。
- (3) 所属校研修については、(1)で行った評価に基づいて、所属校の校長が研修計画を作成するものとする。
- (4) 校長は、中堅研修の実施に当たり、対象者に対して職務命令を発すると共に、適切な指導及び助言を行う。
- (5) 1年間の中堅研修実施後、所属校の校長は、対象者の自己評価をふまえ、評価票（別紙様式）を利用して事後評価を行い、県教育委員会に報告する。

7 実施主体等

- (1) 中堅研修は、県教育委員会及び中核市教育委員会が実施する。

- (2) 中堅研修は、市町村(組合)教育委員会(以下「市町村教育委員会」という。)の協力を得て実施する。

8 校内体制

- (1) 校長は、対象者が中堅研修を受けるに当たり、授業等の校務に支障が生じないよう配慮する。
 (2) 校長は、中堅研修の実施に当たり、学校全体としての協力体制を確立する。

9 提出書類等

- (1) 校長は、中堅研修の実施に当たって、以下の書類を対象者のサービスを監督する教育委員会に提出する。

必修研修計画書 所属校における研修計画書 所属校における研修報告書 評価票

- (2) 市町村教育委員会は、(1)により提出された書類を県教育委員会に提出する。

10 補 則

この要項で定めるもののほか、実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

平成19年度以前の採用の者で、平成28年度以前の十年経験者研修及び平成29年度中堅教諭等資質向上研修が未修了の者の対象となった日は平成30年4月1日とする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表 対象者に関する基準

(1)	県教育委員会が任用した教員(教員育成指標において定める教員)、養護教諭及び栄養教諭(以下「教員等」と総称する。)であって、任用の日から起算して在職期間が10年に達した者。
(2)	(1)の規定にかかわらず、国立、公立及び私立の小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)としての勤務経験があるものであって、当該小学校等における在職期間と県教育委員会の任用の日から起算した在職期間の合計が10年に達した者。
(3)	(1)及び(2)の規定にかかわらず、県教育委員会が任用した日から起算して在職期間が5年以上10年未満の教員等であって、4月1日時点での年齢が満45歳以上であり、かつ、中堅研修を修了していない者。
(4)	その他、必要に応じて対象者とするに相応と学校長が判断できる者。

- ・在職期間に1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- ・在職期間については、期間採用等の臨時的に任用された期間は含まない。
- ・在職期間については、産休、育休、介護休暇、長期研修等の期間は含む。

(参 考)

大学院修学休業に関する取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び教育公務員特例法施行令の規定に基づき、山梨県内の県立学校並びに市町村（組合）立小学校及び中学校の教諭、養護教諭又は講師（以下「教諭等」という。）が教育公務員特例法第5章に規定する大学院修学休業（以下「修学休業」という。）の許可を受ける場合の手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(修学休業の許可手続)

第2条 修学休業を希望する者は、次の書類を学校長に提出するものとする。

- 一 大学院修学休業事前申出書（様式1）
- 二 大学院修学休業計画書（様式2）
- 三 一種免許状又は特別免許状の写し

2 学校長は、修学休業を希望する者から前項各号に定める書類の提出があった場合には、提出書類に推薦書（様式3）を添えて、県立学校にあつては県教育委員会に、市町村（組合）立学校にあつては市町村（組合）教育委員会を経由して県教育委員会に、修学休業を希望する前年の6月15日までに提出するものとする。

(修学休業の選考)

第3条 県教育委員会は、前条に定める書類の提出があった場合には、提出書類に基づき修学休業候補者の選考を行うものとする。

2 県教育委員会は、修学休業候補者を決定したときは、大学院修学休業候補者決定通知書（様式4）を本人あて通知するものとする。

(修学休業の許可)

第4条 決定を受けた修学休業候補者は、修学を希望する大学院の課程等に合格し、かつ修学休業の意思を有するときは、合格を証する合格通知書等を速やかに学校長に提出するものとする。

2 修学休業候補者から合格通知書等の提出を受けたときは、県立学校にあつては学校長（様式5・様式7）、市町村（組合）立学校にあつては市町村（組合）教育委員会（様式6・様式8）は、県教育委員会に修学休業の発令の内申を2月20日までに行うものとする。

3 県教育委員会は、修学休業の許可を与える教諭等（以下「修学休業者」という。）には、内申に基づき年度末人事異動に合わせて修学休業のための発令通知書を交付するものとする。

(修学休業に係る経費等)

第5条 大学院の課程等の受験に要する経費、授業料等修学休業に係るすべての経費は、修学休業候補者の自己負担とする。

また、大学院の課程等の受験のための手続等、修学休業に係るすべての手続は修学休業候補者が行うものとする。

2 修学休業候補者の大学院受験に係る受験日及び受験会場往復に要する日が勤務日にあたる場合には、年次有給休暇で対応するものとする。

(修学休業者の代替者の措置)

第6条 修学休業者の所属する学校には、修学の期間中、代替者を配置するものとする。

(修学休業中の状況報告)

第7条 修学休業者は、大学院に在学する期間中の各年度の3月31日までに、大学院修学状況報告書（様式9）を学校長に提出するものとする。

2 提出を受けた学校長は、県立学校にあつては県教育委員会に、市町村（組合）立学校にあつては市町村（組合）教育委員会を経由して県教育委員会に、状況を報告するものとする。

（修学休業の期間満了等による職務復帰）

第8条 修学休業の期間が満了したとき又は大学院修学休業の許可が取り消されたときは、当該修学休業に係る教諭等は、職務に復帰するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年12月1日から実施する。

2 平成13年度に修学休業を希望する教諭等の第2条に定める許可手続については、県教育委員会への提出期限を平成12年12月15日とする。

(参 考)

平成20年 2月14日
梨人委第1606号

最終改正 平成26年12月26日梨人委第1347号

山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則（平成20年山梨県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）の運用について次のとおり制定したので、平成20年4月1日以降は、これによってください。

第1 自己啓発等休業の承認関係

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、自己啓発等休業の請求に係る期間について、当該請求をした職員の業務の内容及び業務量、業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任又は配置換等当該申請をした職員の業務を処理するための措置の可否等を総合して行うものとする。
- 2 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年山梨県条例第60号。以下「条例」という。）第5条の「独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動」とは、いわゆる「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」及び「日系社会シニア・ボランティア」として従事する活動並びに国連ボランティア計画が日本国政府を通じ派遣を要請し、これに基づき独立行政法人国際協力機構から推薦され従事する活動とすること。
- 3 大学等における修学のための自己啓発等休業は、職務に従事したまま大学等の課程を履修することが困難な職員について、職員の身分を保有したまま職務に従事しないことを可能とする制度であるため、原則として、勤務時間外や早出遅出勤務で対応が可能である夜間において教育を行う課程や通信による教育を行う課程は対象外とすること。
- 4 条例第6条の「自己啓発等休業をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいう。
- 5 自己啓発等休業の対象となる期間は、大学等における修学の場合にあっては大学等の課程において履修しようとする期間、国際貢献活動の場合にあっては独立行政法人国際協力機構又は国連ボランティア計画が参加義務を課している訓練に参加した日から、奉仕活動地域から帰国する日までの期間とすること。

ただし、自己啓発等休業をするために必要な最低限の準備期間として、大学等における修学又は職務復帰のために転居する期間等を自己啓発等休業の期間に加えても差し支えないこととすること。
なお、この場合においても、条例第3条に規定する休業の期間の範囲内とすること。

- 6 大学等における修学のための自己啓発等休業は、職員に幅広い能力開発を促す自己啓発の機会を提供することを目的とし、その結果を職務復帰後に何らの形で公務へ還元することにより公務の能率的な運営に資することを期待するものであることから、退職準備又は転職準備を目的とし、自己啓発等休業期間中又は職務復帰後間もなく離職するような場合には承認しないことが適当であること。

したがって、職務復帰後概ね5年を経過せず定年退職となる職員については、大学等における修学の内容が職務に特に有用であると任命権者が判断した場合等の特例を除き承認しないこととする。とともに、それ以外の職員についても承認の可否を決定する際に継続勤務の意思を確認するための確認書の提出を求めることとすること。

- 7 以前に大学等における修学のため自己啓発等休業を取得した職員が、同じ事由により自己啓発等休業をしようとする場合には、前項の規定と同様の趣旨から、次に掲げる場合を除き前回の大学等における修学のための休業からの復帰後の勤務期間が概ね5年に満たない場合には承認しないことが適当であること。

- (1) 大学院の修士課程修了後に博士課程を履修する場合
- (2) 前回の自己啓発等休業が疾病等のやむを得ない理由により法第26条の5第5項の規定に基づき取り消された職員が、再度同じ大学等の課程を履修しようとする場合
 - 8 任命権者は、条例第6条又は第7条第1項の規定による申請があった場合には、速やかにその承認の可否を当該請求をした職員に通知するよう努めるものとする。
 - 9 規則第4条第1項の自己啓発等休業承認申請書の様式は別紙のとおりとする。

第2 自己啓発等休業の承認の取消し関係

- 1 法第26条の5第5項の「大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたこと」には、自己啓発等休業の期間の満了前に当該自己啓発等休業をしている職員が在学している課程を修めて卒業し、又は修了したことが含まれる。

第3 報告等関係

- 1 条例第9条第1項第2号の「欠席している場合」又は「一部を行っていない場合」には、授業を欠席している期間又は奉仕活動の一部を行っていない期間が1月につき14日以内の場合を含まない。
- 2 条例第9条第2項に規定する「意思疎通」の手段として規定する同条第1項の報告には、自己啓発等休業の承認の取消事由が生じた場合における事実の確認のために求める場合のほか、自己啓発等休業をしている職員の活動及び生活の状況を把握するために定期的に求める場合を含むこと。

なお、この場合における報告の頻度は職員の活動に支障が生じない程度とし、その目安としては、大学等における修学の場合にあっては一の学期に1回程度、国際貢献活動の場合にあっては半年に1回程度が適当であること。
- 3 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員の円滑な職場復帰のため、当該職員が所属する部局における業務の状況その他必要と認める事項について、当該職員と十分な意思疎通を図るものとする。

第4 職務復帰後における号給の調整関係

- 1 規則第6条の規定の適用については、山梨県職員の給与に関する規則等の運用について（昭和45年1月5日付け梨人委第769号）第28条関係の例により取り扱うものとする。なお、規則第6条第1項に規定する人事委員会の事前の承認を受ける場合にあっては、任命権者は当該承認を規則第7条第1号に定める承認の期限までに受けるものとする。